

※許可番号	
※許可年月日	

〇〇年 5月△△日

愛知県知事殿

事業所が次の市内にある場合は、各市長宛てに申請します。  
名古屋市 豊橋市  
岡崎市 豊田市

日付は申請書の受付日を記載してください。

(郵便番号) 000-0000  
住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
氏名 〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0000-00-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名称	〇〇〇株式会社 一宮営業所	
所在地	(郵便番号) 460-0000 一宮市本町二丁目0番地△号 電話番号 0586-00-△△△△	
事業の用に供する施設の概要	保管場所（使用済自動車）：面積（200m <sup>2</sup> ）、最大保管量（50台） 保管場所（解体自動車）：面積（50 m <sup>2</sup> ）、最大保管量(10台) 解体作業場：面積（50 m <sup>2</sup> ）、床面（鉄筋コンクリート150mm）、屋根有 フォークリフト：1台、運搬車両：3台、油水分離層（4槽）：2ヶ所	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	岐阜県 名古屋市	第〇〇〇〇〇〇〇〇号 申請中（H25.4.△△）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	名古屋市	第06400999999号（収集運搬）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	名称：〇〇〇株式会社一宮廃車センター 所在地：一宮市本町一丁目0番地 保管面積：500m <sup>2</sup> 保管量：使用済自動車（最大20台） 解体自動車（最大20台）	

事業所が複数ある場合には、「事業所の名所及び所在地」の欄と「事業の用に供する施設の概要」の欄は、別紙に記載してください。

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

住民票に記載されているとおりに氏名、住所を記載してください。

氏名 (ふりがな)	役職名	住所
愛知 太郎	代表取締役	名古屋市中区栄二丁目0番地△号
岡崎 次郎	取締役	岡崎市十王町0番地 岡崎住宅△号室
豊田 三郎	監査役	豊田市西町0番地の1
津島 四郎	相談役	津島市立込町0番地の2

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	役職名	住所
一宮 五郎	〇営業所長	一宮市古金町三丁目0番地
瀬戸 六郎	△事業所長	瀬戸市見付町0番地

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

氏名 (ふりがな)	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
愛知 太郎 岡崎 次郎 名古屋株式会社	名古屋市中区栄二丁目0番地△号 岡崎市十王町0番地 岡崎住宅△号室 名古屋市中区三の丸三丁目0番△号	500株 300株 300株

住民票や商業登記簿に記載されているとおりに氏名、名称、住所を記入してください。

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	添付した「標準作業書」とおり (以下の項目について同じ)
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。